

国営土地改良事業により造成されたダムの情報を 国土交通省に伝送することに関する協定書

国営土地改良事業により造成されたダムの情報を国土交通省に伝送することに関し、国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長（以下「甲」という。）、農林水産省農村振興局整備部水資源課長（以下「乙」という。）、農林水産省農村振興局整備部防災課長（以下「丙」という。）及び内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）（以下「丁」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、各水系で締結した既存ダムの洪水調節機能の強化に係る治水協定（以下「治水協定」という。）に基づき、乙が管理するダム貯水位、流入量及び放流量のリアルタイムデータ（以下「ダム情報」という。）を丙及び丁を経由して甲に伝送することを目的とする。

（ダム情報の内容）

第2条 乙が丙及び丁を経由して甲に伝送するダム情報は、別表－1に示すとおりとする。

2 別表－1のダム情報について、丁は乙が丙を経由して伝送しているダム情報を取得し10分ごとに甲へ伝送するものとする。

3 別表－1が変更となった場合は、その都度、丙は乙へ通知の上、甲及び丁に対してメール等により通知するものとする。

（ダム情報の公表等）

第3条 甲は、乙が丙及び丁を経由して伝送されたダム情報を別表－2に示す国土交通省の防災情報システムにより、一般に公表することができる。

2 甲は、伝送されたダム情報を治水協定に基づく事項以外に利用するときは、あらかじめ乙と協議する。

3 別表－2が変更となった場合は、その都度、甲は、乙及び丙に対してメール等により通知するものとする。

（ダム情報の伝送系統）

第4条 ダム情報の伝送系統に使用される機器（以下「伝送設備」という。）は、既に丙から丁に内閣府総合防災情報システムを活用してダム情報が伝送されていることを踏まえ、別図－1に示すとおりとする。

(伝送設備の整備および維持管理)

第5条 甲、丙及び丁は、それぞれの責任において伝送設備を整備し、適切に維持管理するものとする。

2 甲、丙及び丁は、伝送設備の変更を行う場合は、あらかじめ十分な時間を確保したうえで協議して変更するものとする。

3 甲、丙及び丁は、伝送設備を常時運用することを原則とし、伝送設備の保全、修理、その他の理由によりやむを得ず一時停止する場合は、別紙に示す連絡調整事項に基づき、あらかじめ甲、丙及び丁の間で情報共有した上で、伝送設備を一時停止することができるものとする。

(情報の責任)

第6条 丙は、丙の管理するダム情報の精度及び機器の故障又は保守のために生じた情報の欠測等について、甲、丁に対し、その責任を負わない。

2 丁は、丁の管理する機器の故障又は保守のため生じた情報の欠測等について、甲に対し、その責任を負わない。

(協定の変更等)

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定を変更する必要が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁の協議により協定の変更等を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期限は、令和3年3月31日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからの申し出がないときには、この協定は1か年延長されたものと見なし、以降、この例によるものとする。

この協定の証として、甲、乙、丙及び丁が記名のうえ本書をPDFにより作成し、各自1PDFファイルを保有する。

令和 3年 3月31日

令和 3年 6月28日改訂

甲 国土交通省水管理・国土保全河川計画課長
廣瀬 昌由

乙 農林水産省農村振興局整備部水資源課長
豊 輝久

丙 農林水産省農村振興局整備部防災課長
青山 健治

丁 内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（防災計画担当）
小玉 典彦

連絡調整事項

国営土地改良事業により造成されたダムにおけるダム情報の伝送に関し、協定書第5条に基づく情報共有について、以下のとおり運用するものとする。

(1) 計画的なシステム停止（運用系切替を含む）を実施する場合

1) 事前連絡

- ・システムの停止（運用系切替を含む）を計画した場合は、停止する日の1週間前を目処に電子メールにより各運用窓口へ連絡する。
- ・観測機器の維持管理等に伴う情報の欠測が生じる場合には、欠測が生じる日の1週間前を目途に電子メールにより各運用窓口へ連絡する。
- ・電子メールにて連絡を受けた場合は、受信確認の連絡を行う。

2) 当日の連絡

- ・計画停止作業を実施する場合は、作業前と作業終了後に電子メール等にて各運用窓口へ連絡する。
- ・作業の進捗によりやむを得ず計画変更（停止作業時間の延長等）する場合は、変更する前に電子メール等にて各運用窓口へ連絡する。

(2) システム障害によりシステム停止が発生（または回復）した場合

- ・自己のシステムに障害が発生しシステムの停止（情報提供の停止）が発生した場合、又は障害に伴い運用系切替を実施する場合、及びシステム停止が回復した場合は、速やかに電話により運用窓口へ連絡する。

	ダム名	水系名	河川名	管理者名	ダム所在 都道府県	ダム情報		
						貯水位	流入量	全放流量
1	ペーバン	石狩川	ペーバン川	旭川市	北海道	○	-	-
2	尾白利加	石狩川	尾白利加川	雨竜土地改良区	北海道	○	○	○
3	野花南	石狩川	野花南川	芦別市土地改良区	北海道	○	○	○
4	幌新	石狩川	支線沢川	沼田町土地改良区	北海道	○	○	-
5	新十津川	石狩川	ルークシュベツ川	新十津川土地改良区	北海道	○	-	-
6	日新	石狩川	ピリカ富良野川	富良野土地改良区	北海道	○	-	○
7	当麻	石狩川	当麻川	当麻土地改良区	北海道	○	○	○
8	沼田	石狩川	幌新太刀別川	沼田町土地改良区	北海道	○	○	-
9	神居	石狩川	オイチャヌンベ川	旭川市	北海道	○	-	-
10	新区画	石狩川	ニタチバウマナイ川	旭川土地改良区	北海道	○	-	-
11	幌向	石狩川	マップ川	北海土地改良区	北海道	○	○	-
12	しろがね	石狩川	オヤウンナイ川	美瑛町	北海道	○	○	○
13	エルム	石狩川	赤間沢川	赤平市	北海道	○	○	○
14	恵岱別	石狩川	恵岱別川	北竜土地改良区	北海道	○	○	○
15	雨煙内	石狩川	雨煙内川	幌加内土地改良区	北海道	○	○	○
16	双葉	尻別川	ペーベナイ川	倶知安町	北海道	○	-	-
17	真駒内	後志利別川	真駒内川	狩場利別土地改良区	北海道	○	○	○
18	穂別	鶴川	穂別川	むかわ町	北海道	○	-	-
19	美生	十勝川	美生川	芽室町	北海道	○	-	○
20	幕別	十勝川	稲士別川	幕別町	北海道	○	-	○
21	古梅	網走川	石切川	大空町	北海道	○	○	○
22	富里	常呂川	仁頃川	北見市	北海道	○	-	-
23	御料	天塩川	長根川	てしおがわ土地改良区	北海道	○	○	○
24	風連	天塩川	風連別川	てしおがわ土地改良区	北海道	○	-	○
25	西郷	阿武隈川	鳥首川	阿武隈川上流土地改良区	福島県	○	○	-
26	山王海	北上川	滝名川	岩手県、山王海土地改良区	岩手県	○	-	-
27	豊沢	北上川	豊沢川	岩手県農林水産部	岩手県	○	-	-
28	葛丸	北上川	葛丸川	岩手県、山王海土地改良区	岩手県	○	-	-
29	相川	北上川	相川	藤沢土地改良区	岩手県	○	-	-
30	煙山	北上川	岩崎川	矢巾町	岩手県	○	-	-
31	千松	北上川	二股川	藤沢土地改良区	岩手県	○	-	-

ダム名	水系名	河川名	管理者名	ダム所在 都道府県	ダム情報		
					貯水位	流入量	全放流量
32 岩洞	北上川	丹藤川	岩手県企業局	岩手県	○	-	-
33 大志田	馬淵川	平糠川	二戸市、一戸町	岩手県	○	-	-
34 早瀬野	岩木川	虹貝川	青森県	青森県	○	○	○
35 小田川	岩木川	小田川	青森県	青森県	○	○	○
36 浪岡	岩木川	王余魚沢川	青森県	青森県	○	-	-
37 二庄内	岩木川	二庄内川	青森県	青森県	○	○	○
38 新小戸六	岩木川	山田川	青森県	青森県	○	-	-
39 榊沢	最上川	榊沢川	山形県	山形県	○	-	○
40 三又	最上川	京田川	鶴岡市	山形県	○	-	-
41 御前山	那珂川	相川	農林水産省関東農政局	茨城県	○	○	○
42 深山	那珂川	那珂川	栃木県	栃木県	○	○	○
43 板室	那珂川	那珂川	栃木県	栃木県	○	○	○
44 羽鳥	阿賀野川	鶴沼川	農林水産大臣	福島県	○	○	○
45 大深沢	阿賀野川	大深沢	雄国山麓土地改良区	福島県	○	-	-
46 新宮川	阿賀野川	宮川	福島県	福島県	○	○	○
47 笹ヶ峰	関川	関川	新潟県	新潟県	○	○	○
48 五位	小矢部川	子撫川	富山県	富山県	○	-	○
49 羽布	矢作川	巴川	愛知県	愛知県	○	○	○
50 山田	紀の川	野田原川	山田ダム土地改良区	和歌山県	○	○	-
51 野洲川	淀川	野洲川	甲賀市、湖南市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県	○	○	○
52 蔵王	淀川	日野川	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	滋賀県	○	○	○
53 上津	淀川	遅瀬川	奈良市、天理市、山添村、宇陀市	奈良県	○	-	-
54 鴨川	加古川	鴨川	農林水産大臣	兵庫県	○	-	-
55 京丸	芦田川	京丸川	世羅町、三原市	広島県	○	○	○
56 目谷	江の川	黒淵川	世羅町、三原市	広島県	○	○	○
57 下蚊屋	日野川	俣野川	江府町、米子市、大山町、伯耆町	鳥取県	○	○	○
58 面河	仁淀川	割石川	愛媛県公営企業管理局	愛媛県	○	○	-
59 佐古	重信川	佐川川	道後平野土地改良区	愛媛県	○	-	○
60 切原	小丸川	切原川	尾鈴土地改良区、小丸川土地改良区	宮崎県	○	○	○
61 広沢	大淀川	浦之名川	宮崎市	宮崎県	○	○	○
62 天神	大淀川	境川	宮崎市	宮崎県	○	○	-
63 木之川内	大淀川	木之川内川	都城市	宮崎県	○	○	○
64 浜ノ瀬	大淀川	岩瀬川	西諸土地改良区	宮崎県	○	○	○

ダム名	水系名	河川名	管理者名	ダム所在 都道府県	ダム情報		
					貯水位	流入量	全放流量
65 中岳	大淀川	大淀川	曾於市、志布志市	鹿児島県	○	○	-
66 谷川内	大淀川	谷川内川	曾於市	鹿児島県	○	○	○
67 高隈	肝属川	串良川	笠野原土地改良区	鹿児島県	○	○	○
68 荒瀬	肝属川	荒瀬川	肝属中部土地改良区	鹿児島県	○	○	○
69 合所	筑後川	隈上川	福岡県	福岡県	○	○	○
70 北山	嘉瀬川	嘉瀬川	佐賀土地改良区	佐賀県	○	○	○

- ・ 川の防災情報
- ・ 市町村向け川の防災情報
- ・ 水害リスクライン
- ・ 水防災オープンデータ提供サービス

ダム情報の伝送系統図

